論点⑤　地域貢献活動及びリハビリテーションサービス提供の更なる推進

論点⑤

■ 攻めの予防医療厚生労働省関係施策においては、健康寿命の更なる延伸に向けて、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーションを推進することとされており、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与、サービス・活動Cの推進及び介護保険サービスにおけるリハビリテーションの提供体制の強化等を図ることとされている。

■ 介護老人保健施設においては、超強化型、在宅強化型及び加算型の施設類型の評価項目として、地域に貢献する活動を行うことが求められている。

■ また、在宅復帰・在宅療養支援等指標においては、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の実施数に応じて、居宅サービスの提供体制を評価している。

■ 介護老人保健施設の83.6％が地域に貢献する活動を実施しており、地域住民向け健康教室を開催している施設は44.3%、認知症カフェを運営している施設は13.0％であった。また、サービス・活動C（通所型）を実施している施設は14.5%、サービス・活動C（訪問型）を実施している施設は5.3％であった。

■ 攻めの予防医療厚生労働省関係施策を踏まえ、介護老人保健施設が有するリハビリテーションの専門性を地域で更に活用し、地域リハビリテーション及びリハビリテーションサービスの提供を推進する観点から、地域貢献活動及び在宅復帰・在宅療養支援等指標における評価の在り方についてどのように考えるか。

対応案

■ 地域に貢献する活動について、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与等の地域リハビリテーション活動への参画及びサービス・活動Cへの関与を評価の対象として明確化することとしてはどうか。

■ 在宅復帰・在宅療養支援等指標の「居宅サービスの実施数」について、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供体制を更に評価するなどの見直しを行ってはどうか。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.49 より抜粋

介護老人保健施設の施設類型に係る居宅サービスの実施数の基準

評価項目	超強化型	在宅強化型	加算型	基本型	その他型
退所時指導等	○	○	○	○	ー
リハビリテーションマネジメント	○	○	○	○	ー
地域貢献活動	○	○	○	ー	ー
充実したリハビリテーション	○	○	ー	ー	ー
在宅復帰･在宅療養支援等指標	**70以上**	60以上	**40以上**	20以上	ー

在宅復帰･在宅療養支援等指標： 下記評価項目(①～⑩)について、項目に応じた値の合計値(最高値：90)

①在宅復帰率	50%超　20	30%超　10	30%以下　0	
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上　10	5%未満　0	
③入所前後訪問指導割合	35%以上 10	15%以上　5	15%未満　0	
④退所前後訪問指導割合	35%以上 10	15%以上　5	15%未満　0	
⑤居宅サービスの実施数	3ｻｰﾋﾞｽ 5	2ｻｰﾋﾞｽ (訪問リハビリテーション含む) 3	2ｻｰﾋﾞｽ 1	0，1ｻｰﾋﾞｽ　0

⑥リハ専門職の配置割合	5以上（PT, OT, ST いずれも配置）　5	5以上　3	3以上 2	3未満 0
⑦支援相談員の配置割合	3以上（社会福祉士配置あり）　5	3以上（社会福祉士配置なし） 3	2以上 1	2未満 0
⑧要介護４又は５の割合	50%以上　5	35%以上　3	35%未満　0	
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上　5	5%以上　3	5%未満　0	
⑩経管栄養の実施割合	10%以上　5	5%以上　3	5%未満　0	

施設基準告示

法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション、法第８条第８項に規定する通所リハビリテーション及び法第８条第10項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。)において全てのサービスを実施している場合は５、いずれか二種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施しているときは３、いずれか２種類のサービスを実施している場合であって訪問リハビリテーションを実施していないときは１、いずれか１種類のサービスを実施している場合又はいずれも実施していない場合は０となる数

留意事項通知

「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。
(a)　地域との連携については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第35条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところであるが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。
(b)　当該活動は、地域住民への介護予防を含む健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民と当該介護老人保健施設の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するものであるよう努めること。

出典：厚生労働省 第273回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「介護老人保健施設」 p.46 より抜粋